

厚生労働省 岐阜労働局発表
平成23年4月14日（木）

担 当	岐阜労働局 職業安定部		
	職業安定課長	水谷	賢二
	課長補佐	古田	隆司
	電話	058-245-1311	
	FAX	058-245-3105	

～ハローワークでは、「震災特別相談窓口」を開設しています。～

事業主の皆様へ、被災者向け求人の提出をお願いします。

【ハローワークの相談窓口】

岐阜労働局（局長 矢部憲一）では、東日本大震災で被災された方や被災地にある工場等が消失・営業休止及びその影響を受けた事業主の方等を対象とした「震災特別相談窓口（「日本はひとつ」ハローワーク特別相談窓口）」を県内10か所のハローワークと1つの新卒応援ハローワークに設置しており、多くの相談を受けております。

各ハローワークでは、既に岐阜県内へ避難された方に対し、雇用保険の受給手続き（震災特例措置など）に併せて、就職を希望する方へ、求人情報の提供と職業相談を行っています。

【求人提出のお願い】

震災被災地では、事業所がなくなったり事業を継続できない状態となったために、数多くの方が仕事を失い、生活再建のために新たな就職先を探されています。

全国のハローワークのネットワークにより、寮・社宅付き求人や雇用促進住宅をセットした求人を確保し、被災地及び各地に避難された方へ情報提供し、各地のハローワークにおいて相談にあたっております。

岐阜県内の事業主からも、すでに266人分の「震災被災者対象求人（以下「専用求人」という。）」を提出していただいておりますが、さらに多くの事業主の方に、積極的な受け入れに御理解いただき、専用求人としてのお申し込みをいただきますようお願いいたします。

また、平成23年3月11日時点において被災地に居住しておられた「3年以内既卒者」を採用された場合は、各種奨励金の震災による特例措置（支給額の拡充）をご利用いただけます。

【助成金の活用による雇用の維持】

震災に伴う経済上の理由により、休業を余儀なくされた事業主の方にとっては、雇用を維持するために休業等を実施した場合に、休業に係る手当等の事業主負担相当額の一部を助成する「雇用調整助成金」の支給を受けられる可能性があります。

岐阜労働局では、各地域で助成金関係の説明会を開催しておりますので、御希望の場合は遠慮なくお申し出ください。

※ いずれの場合につきましても、まずは、各ハローワークへお問い合わせください。

※ 岐阜県内のハローワークにおける現在までの相談状況は裏面のとおりです。

＜ ハローワークにおける東日本大震災被災者の支援状況 ＞

岐阜労働局職業安定部

◎ 震災特別相談窓口における相談状況	延べ	432件	(4月8日現在)
(1) 事業主からの相談件数	延べ	357件	(4月8日現在)
雇用調整助成金計画申請受理件数	実数	122件	(4月11日現在)
雇用保険休業票発行件数	実数	84枚	(4月12日現在)
(2) 労働者からの相談件数	延べ	75件	(4月8日現在)
新規求職申込(職業相談)件数	実数	44件	
雇用保険受給手続き件数	実数	24件	
就職件数	実数	2件	

◎ 震災被災者対象の求人受理状況	件数	117件	(4月13日現在)
	人数	266人	
【内訳】一般震災被災者対象求人	件数	105件	
	人数	178人	
既卒者対象トライアル求人	件数	10件	
	人数	34人	
緊急雇用創出事業求人	件数	2件	
	人数	54人	

※雇用保険休業票とは

雇用保険の特例措置により失業給付を受給するために必要な書類。

震災の特例として、離職せず休業中であっても雇用保険給付が可能となるもの。

東北地方太平洋沖地震で被災された
求職者・事業主の方々を全力で支援します。

震災特別相談窓口のご案内

厚生労働省では、東北地方太平洋沖地震により被災、又はその影響を受けた求職者(新卒者等を含む)及び事業主などの相談に対応するための「震災特別相談窓口」を、全国のハローワークに設置しています。お困りのことがありましたら一人で悩まずご相談ください。

～主な支援メニュー～

- 求職者に対する支援
 - ・被災者を対象とする求人、全国のハローワーク求人を活用した職業相談・職業紹介
 - ・遠方の求人企業への面接のための交通費等を支援(広域求職活動費等)
 - ・避難先(居所)を管轄するハローワークでの雇用保険失業給付の手続き
 - ・基金訓練等による職業訓練機会の提供と受講者に対する生活支援(訓練・生活支援給付)
- 学卒者等に対する支援
 - ・内定取消し、被災地の内定先と連絡が取れない場合等の相談
- 在職者に対する支援
 - ・休業に係る休業手当の支払いに関する相談(労働基準監督署)
 - ・未払賃金の立替払いに関する相談(労働基準監督署)
 - ・災害により休業する事業主から賃金を受けることができない場合の支援(激甚災害法に係る雇用保険の特例措置等)
- 事業主に対する支援
 - ・休業手当に係る相談(労働基準監督署)
 - ・避難先(居所)を管轄するハローワークでの各種手続きの受理
 - ・従業員を雇用維持する場合の支援(雇用調整助成金等)
 - ・「被災者を優先して雇用したい(被災者を対象とする求人)」等の求人の相談

～震災特別相談窓口 設置場所～

ハローワーク岐阜	岐阜市五坪1-9-1	058-247-2712
ハローワーク大垣	大垣市藤江町1-1-8	0584-73-9294
ハローワーク揖斐	揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	0585-22-0149
ハローワーク多治見	多治見市音羽町5-39-1	0572-22-3384
ハローワーク高山	高山市上岡本町7-478	0577-32-5122
ハローワーク恵那	恵那市長島町正家1-3-12 恵那市合同庁舎	0573-26-1341
ハローワーク関	関市西本郷通4-6-10	0575-22-3223
ハローワーク美濃加茂	美濃加茂市深田町1-206-9	0574-25-2178
ハローワーク岐阜八幡	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎	0575-65-3108
ハローワーク中津川	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	0573-66-1337
岐阜新卒応援ハローワーク (学生等震災特別相談窓口)	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-278-4401

東日本大震災に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。
- 災害救助法の指定地域にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで失業給付の手続きをすることができます。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。)

ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

雇用保険の失業給付を受給している方が、災害のため、「失業の認定日」にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話などでご連絡いただければ、失業の認定日を変更することができます。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、お近くのハローワークや労働局にご相談ください。

事業主の皆さまへ

東日本大震災で被災した既卒学生・生徒のために 緊急的な募集・採用をお願いします!

以下の特例措置を設けましたので、ご活用ください。

被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用する事業主に対して、次の奨励金について支給額の拡充と要件緩和を行います。

「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」

「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」

- 「被災した卒業後3年以内の既卒者」（以下「震災特例対象者」）とは、平成21年3月以降に学校を卒業し、9県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）の災害救助法適用地域に住居する人をいいます（被災後他地域に避難した人は含みますが、平成23年3月11日以降に被災地外から被災地に転居した人は除きます）。
- 平成23年4月5日以前にハローワークまたは新卒応援ハローワークから震災特例対象者の要件を満たす人の紹介を受けている場合は、各奨励金の特例措置の対象とはなりません。

3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金

平成21年3月以降に大学等（※1）を卒業後、安定した就労経験がない既卒者が対象

基本

正規雇用から6か月定着した場合に、**100万円支給**
(奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で**1事業所1回限り**)

特例措置

「震災特例専用求人（※2）」を提出し、当該対象者を雇い入れ

→ 正規雇用から6か月定着した場合に、**120万円支給**

雇用保険適用事業所単位で**1事業所最大10回（震災特例対象者10人）**まで支給が可能

3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金

平成21年3月以降に大学等、高校、中学を卒業後、安定した就労の経験がない既卒者が対象

基本

有期雇用期間（原則3か月）：1人月額10万円、正規雇用から3か月後：**50万円**

特例措置

「震災特例専用求人」を提出し、当該対象者を雇い入れ

→ 正規雇用から3か月定着した場合に、**60万円支給**

※1 「大学等」とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。

※2 「震災特例専用求人」とは、震災特例対象者に限定した奨励金対象求人をいいます。

●各奨励金とも、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしていて、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた人が対象となります。(ハローワークまたは新卒応援ハローワークから職業紹介を受ける前に、対象者を雇用することを約している場合は、支給対象になりません)

奨励金の支給には、このほかにも一定の要件があります。詳しくは、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



被災した求職者への 配慮をお願いします。

- ◇ 面接旅費・赴任旅費を支給していただけますか？
- ◇ 面接は、スーツでなくても構いませんか？
- ◇ 入居できる社宅・寮はありますか？
- ◇ 家賃補助・住宅手当はありますか？

◆配慮いただける事項は
求人票への明記をお願いいたします。

東日本大震災に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東日本大震災を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。(事業活動の縮小)
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前^①にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。

震災に伴う特例

- ① 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合
 - ② ①に該当しない事業所であっても、上記の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の場合
 - ③ 計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業所の場合
- 以上の場合は、最近3ヶ月ではなく最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。(平成23年6月16日までの間は、震災後1ヶ月の生産量などが減少する見込みでも対象となります。)

また、①の場合は、本来は事前^①に届け出る必要のある計画届の事後提出が認められます。

(平成23年6月16日まで)